

第7節 二次災害の防止体制整備計画

第1項 余震・降雨等に伴う二次災害防止体制整備	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 農林水産課
第2項 危険物施設等災害予防計画	<input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 警察

第1項 余震・降雨等に伴う二次災害防止体制整備

【基本方針】

市は、余震・降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録など、体制強化のための施策を推進するものとする。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。

【計画目標】

1. 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

市は、余震・降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行う地元在住または近隣市町に在住する専門技術者(コンサルタント、県・市町村職員OBなど)の登録等を推進するものとする。

2. 資機材の備蓄・活用

災害現場における応急対策時の二次災害を防止するために必要な資機材を平常時より準備しておくとともに、その適切な使用方法等についての習熟に努める。

第2項 危険物施設等災害予防計画

【基本方針】

消防本部は、危険物による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。これらの危険物施設に対しては、次の方針により警察等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

- 1) 関係法令の遵守
- 2) 消防法に基づく保安監督の強化
- 3) 保安体制の確立及び教育の徹底

- 4) 車両火災の予防
- 5) 危険物施設における自主防災組織の育成

【現況】

本市における危険物、高圧ガス施設については、特に大規模な危険物を有する事業所はない。本市には142箇所の危険物施設があるが、そのうちの2/3は貯蔵所で、残りが取扱所となっている。貯蔵所の種別としては、屋外及び地下のタンク貯蔵所が60箇所と最も多くなっている。これらの危険物施設では、消防法の規制にしたがっての監督・自主保安体制がとられている。

危険物施設	製造所	貯蔵所								取扱所				合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計	
数量	0	23	20	2	40	0	7	1	93	17	0	32	49	142

(資料；H24 福岡県消防年報)

【計画目標】

1. 消防法上の危険物

県防災危機管理局（防災企画課）、市消防本部及び消防法上の危険物を取り扱う施設（以下、「危険物施設」という）の関係者は、危険物による災害の発生及び拡大を未然に防止するとともに、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から危険物施設の安全確保に努める。

(1) 危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な災害発生による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

(2) 消防機関が実施する対策

1) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

2) 危険物施設の関係者に対し、施設の堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導・助言を行う。

(3) その他の対策

1) 規制

ア. 危険物施設について設置等の許可及び立入検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するよう規制する。

イ. 関係事業所に対して、保安管理体制等を定める予防規程の策定及び整備を指導する。

ウ. 危険物施設の定期点検の適正な実施について指導する。

エ. 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括責任者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。

オ. 基準に適合しない施設、または無許可施設等による危険物の貯蔵、取扱等に対し必要な措置を講ずる。

2) 保安意識の高揚

ア. 消防法及び関係法令の周知徹底を図る。

イ. 危険物取扱者に対し、関係機関と連携して危険物の取扱作業の保安に関する講習を定期的実施する。

ウ. 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し、防災等に関する研修会を適宜実施する。

3) 保安指導

ア. 危険物施設の保安検査により施設の維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト面の保安体制の確立を指導する。

イ. 危険物施設での災害発生時における緊急措置について指導する。

ウ. 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、警察等の関係機関と連携して取締りを実施する。

2. 高圧ガス

県及び九州経済産業局、高圧ガス事業者等は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を未然に防止するとともに、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。また、市及び関係機関はこれに協力する。

(1) 高圧ガス事業者が実施する対策

1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。

2) 消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するとともに、感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性の強化を図り、安全対策を推進する。

3) 多数の容器を取扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

(2) 防災体制等の整備強化

1) 高圧ガス貯蔵施設等の堅牢性の強化、安全確保について、必要に応じて感震器連動緊急遮断装置の設置等の改善、移転等の指導、助言を行い耐震性、安全確保の向上を促進する。

2) 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合に、高圧ガス防災協議会や高圧ガス関係保安団体等が速やかに対応できるよう、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会等関係機関と緊密な連携のもと、地域防災体制の充実強化を図る。

3) 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合の住民の安全確保のため、県、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会、報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

(3) その他の対策

1) 規制、指導

- ア. 保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程の整備や、従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。
 - イ. 製造・販売・貯蔵施設等に対し定期的に保安検査を実施する一方、随時に立入検査を実施して施設の維持管理状況が適正であるか確認し、さらにソフト面に関する保安確保の指導を実施する。
 - ウ. 販売、消費事業所に対し、巡回保安指導を行い、安全の確保を図る。
 - エ. 高圧ガス積載車両等の違反に対しては、警察等の関係機関と連携して随時取締りを行う。
- 2) 保安意識の高揚
- ア. 高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。
 - イ. 関係事業所の保安係員や販売主任者または消費者等に対し、保安確保を図るため関係機関等と連携して講習会等を適宜実施する。
 - ウ. 危害物災害予防週間を設定し、高圧ガス大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等、関係者の危害物災害予防意識の啓発を図る。
- 3) 自主保安体制の確立
- 高圧ガス関係事業者に対し、保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。また、高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を指導する。

3. 火薬類

県及び九州経済産業局、警察、火薬類事業者等は、火薬類による災害の発生及び拡大を未然に防止するとともに、災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。また、市及び関係機関はこれに協力する。

(1) 火薬類事業者が実施する対策

災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保に努める。

(2) 防災体制等の整備強化

- 1) 福岡県火薬類保安協会の各支部単位の緊急出動体制、各支部の応援協力体制の充実強化を図る。
- 2) 災害に起因する火薬類事故が発生した場合に住民の安全確保のため、県、消防、警察、火薬類保安協会、報道機関等と密接な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

(3) その他の対策

1) 規制

ア. 火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費、その他取扱いについて、施設、設備等の基準への適合について指導・監督する。

イ. 保安管理体制や事故防止措置を定めた危害予防規程の整備や従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。

2) 保安意識の高揚

ア. 火薬類取締法の内容について周知徹底する。

イ. 火薬類取扱保安責任者免状取得者や発破技師免許取得者等に対しての講習会を通じての保安意識の高揚を図る。

ウ. 災害予防週間を通じて、ポスターの配布等による予防意識の啓発を図る。

3) 保安指導

ア. 火薬類の製造所及び火薬庫等に対する保安検査、並びに販売所及び消費場所への立入検査を実施する。

イ. 火薬類の取扱いに関して必要な許可・認可・届出の際、実際に取扱う事業者に対しての指導と関係法令の周知徹底を図る。

ウ. 火薬類取扱事業者で構成する「福岡県火薬類保安協会」等の関係機関が実施する自主保安と二次災害防止対策事業の指導を行う。

4) 自主保安体制の確立

ア. 火薬類取扱事業者に対する保安教育と自主検査の徹底を図る。

イ. 事故発生時の緊急出動連絡体制を整備する。

4. 毒物・劇物

県は、地震等の災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。また、市及び関係機関はこれに協力する。

1) 規制

ア. 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対する施設等の登録基準への適合

イ. 営業者等に対し立入検査、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の整備指導

ウ. 毒劇物の漏出等により、住民の生命及び保健衛生に危害を生じるおそれがあるときの災害防止のため応急措置

2) 保安意識の高揚

ア. 毒物及び劇物取締法の周知徹底

イ. 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底

3) 保安指導

ア. シアン化合物、酸類等の大量使用に対する重点的な指導

イ. 教育施設、研究所等の実験室、検査用毒劇物についての保管場所、漏洩による危険防止の指導

4) 自主保安体制の確立

ア. タンク等の大量貯蔵設備を有する事業者による相互援助体制の確立

イ. 毒物劇物貯蔵施設の自主点検の実施について指導